

佐々町建設工事共同企業体取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、佐々町が発注する建設工事に係る共同企業体の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(方式)

第2条 共同企業体の方式は、特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）とする。

(対象工事)

第3条 共同企業体による対象工事は、大規模工事であって技術的難度の高い特定工事で、佐々町建設工事指名審査委員会（以下「委員会」という。）に諮り、決定したものであるものとする。

(構成員の資格)

第4条 共同企業体の構成員は、発注工事に対応する工事種別ごとに、次に掲げる要件を満たすものとする。

(1) 発注工事に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、許可を有しての営業年数が3年以上であること。

ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が3年未満であっても、これを同等として取り扱うことができるものとする。

(2) 当該工事を構成する一部の工種を含む工事について、元請として一定の施工実績があり、当該工事と同種の工事を施工した経験があること。

(3) 発注工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができること。

(構成員の数)

第5条 共同企業体の構成員数は、2社又は3社とする。

(組合せ)

第6条 共同企業体の構成員の組合せは、対象工事ごとに委員会に諮り、決定したものであるものとする。

(結成方法)

第7条 共同企業体の結成は、自主結成とする。

(出資比率)

第8条 共同企業体の構成員の出資比率は、構成員の協議によって定めるものとする。ただし、構成員の最低出資比率は、次の各号に定める割合以上でなければならない

(1) 2社の場合 30パーセント

(2) 3社の場合 20パーセント

(代表者)

第9条 共同企業体の代表者は、最大の施工能力を有する者とする。また、代表者の出資比率は、構成員中最大であるものとする。

(入札参加の手続き等)

第10条 町長は、共同企業体を結成して入札に参加させようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を公告するものとする。

- (1) 共同企業体による工事である旨及び当該工事名
 - (2) 工事場所
 - (3) 工事概要
 - (4) 競争入札参加資格確認申請書の受付期間及び提出先
 - (5) 入札参加資格審査に必要な書類
 - (6) 共同企業体の構成員の数及び組合せ、構成員の技術的要件等、出資比率要件並びに代表者要件
 - (7) その他町長が必要と認める事項
- 2 共同企業体を結成して入札に参加しようとする者は、競争入札参加資格確認申請書(別記様式)に、次に掲げる書類を添えて、町長が指定する日までに町長に提出しなければならない。
- (1) 特定建設工事共同企業体協定書
 - (2) 入札参加資格審査に必要な書類
 - (3) その他町長が必要と認める書類
- 3 共同企業体の構成員は、当該工事において2以上の共同企業体の構成員となることはできない。

(資格審査及び通知)

第11条 町長は、共同企業体が当該競争入札に参加する資格を有する者であるかどうかについて資格審査を行い、入札に参加する資格があると認定された共同企業体については、入札に参加することができる旨の通知を行い、入札に参加する資格がないと認定された共同企業体については、その理由を付して通知するものとする。

2 前項の通知は、共同企業体の代表者に対し行うものとする。

(存続期間等)

第12条 共同企業体の存続期間は、当該工事に係る請負契約の履行後3月を経過した日までとする。ただし、必要がある場合は、請負契約の履行後12月以内までとすることができる。

2 前項に規定する期間満了後において、当該工事について契約不適合責任がある場合は、各構成員は連帯してその責めを負うものとする。

3 当該工事について結成された共同企業体のうち、契約の相手方とならなかったものは、当該工事に係る請負契約が締結された日をもって解散されたものとみなす。

(共同企業体編成表)

第13条 共同企業体は、当該工事について請負契約を締結したときは、契約締結日から5日以内に共同企業体編成表を提出しなければならない。共同企業体編成表の内容を変更したときも同様とする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほかその他必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。